

新宿区空家等対策計画に関する有識者会議設置要綱

7 新総危第 30 号

令和 7 年 4 月 1 日

（設置）

第 1 条 新宿区の区域内に存する空家等の適切な管理等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく新宿区空家等対策計画(案)の検討を行うため、新宿区空家等対策計画に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 有識者会議は、新宿区空家等対策計画（案）の作成に関し、専門的見地から意見を述べ、必要な助言及び提言を行うものとする。

（組織）

第 3 条 有識者会議は、13 人以内の委員で組織する。

2 委員は、新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例施行規則（令和 7 年新宿区規則第 43 号）第 30 条に規定する新宿区空家等適正管理審査会の委員をもって充て、区長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、空家等対策計画の策定が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、有識者会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 有識者会議は、会長が招集する。

- 2 有識者会議は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

い。

- 3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して有識者会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、総務部危機管理担当部危機管理課が担当する。

（会議の公開）

第8条 有識者会議の会議は、公開とする。ただし、有識者会議が公開することを不適當と認めるときは、この限りでない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に有識者会議が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。